

徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条の規定に基づく大気汚染に係る緊急時及び緊急時が予想される場合（以下「緊急時等」という。）において、知事が取るべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象物質)

第2条 この要綱において緊急時等の措置の対象とする汚染物質（以下「汚染物質」という。）は、次のとおりとする。

- (1) オキシダント
- (2) 二酸化窒素
- (3) 硫黄酸化物
- (4) 浮遊粒子状物質
- (5) 一酸化炭素

(対象地域及び発令区域)

第3条 この要綱に定める措置の対象地域及び発令区域は、各汚染物質につき次の表のとおりとする。

- (1) オキシダント、二酸化窒素、硫黄酸化物（※）及び浮遊粒子状物質（※）

区分	地域及び区域																				
対象地域	全県下（8市15町1村）																				
発令区域 (10区域)	<table><tbody><tr><td>鳴門区域</td><td>（鳴門市の全域）</td></tr><tr><td>今切・板野郡・石井区域</td><td>（徳島市川内町・応神町、板野郡及び石井町の全域）</td></tr><tr><td>徳島・小松島区域</td><td>（徳島市のうち吉野川以南の地域及び小松島市の全域）</td></tr><tr><td>佐那河内・神山区域</td><td>（佐那河内村及び神山町の全域）</td></tr><tr><td>阿南区域</td><td>（阿南市の全域）</td></tr><tr><td>勝浦・那賀区域</td><td>（勝浦町、上勝町及び那賀町の全域）</td></tr><tr><td>海部区域</td><td>（美波町、牟岐町及び海陽町の全域）</td></tr><tr><td>阿波・吉野川区域</td><td>（阿波市及び吉野川市の全域）</td></tr><tr><td>美馬区域</td><td>（美馬市及びつるぎ町の全域）</td></tr><tr><td>三好区域</td><td>（三好市及び東みよし町の全域）</td></tr></tbody></table>	鳴門区域	（鳴門市の全域）	今切・板野郡・石井区域	（徳島市川内町・応神町、板野郡及び石井町の全域）	徳島・小松島区域	（徳島市のうち吉野川以南の地域及び小松島市の全域）	佐那河内・神山区域	（佐那河内村及び神山町の全域）	阿南区域	（阿南市の全域）	勝浦・那賀区域	（勝浦町、上勝町及び那賀町の全域）	海部区域	（美波町、牟岐町及び海陽町の全域）	阿波・吉野川区域	（阿波市及び吉野川市の全域）	美馬区域	（美馬市及びつるぎ町の全域）	三好区域	（三好市及び東みよし町の全域）
鳴門区域	（鳴門市の全域）																				
今切・板野郡・石井区域	（徳島市川内町・応神町、板野郡及び石井町の全域）																				
徳島・小松島区域	（徳島市のうち吉野川以南の地域及び小松島市の全域）																				
佐那河内・神山区域	（佐那河内村及び神山町の全域）																				
阿南区域	（阿南市の全域）																				
勝浦・那賀区域	（勝浦町、上勝町及び那賀町の全域）																				
海部区域	（美波町、牟岐町及び海陽町の全域）																				
阿波・吉野川区域	（阿波市及び吉野川市の全域）																				
美馬区域	（美馬市及びつるぎ町の全域）																				
三好区域	（三好市及び東みよし町の全域）																				

*勝浦・那賀区域、佐那河内・神山区域及び阿波・吉野川区域の硫黄酸化物及び浮遊粒子状物質についての発令は、周辺区域の発令状況を参考に行う。

- (2) 一酸化炭素

区分	地域及び区域
対象地域（2市）	徳島市のうち吉野川以南の地域及び小松島市の全域
発令区域（1区域）	徳島・小松島区域 （徳島市のうち吉野川以南の地域及び小松島市の全域）

(主要ばい煙排出者等について)

第4条 この要綱に定める汚染物質に係る別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の緊急時報措置における主要ばい煙排出者、ばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者とは、次のとおりとする。

(1)別表第2、別表第3及び別表第5の当該排出者については別表第8に規定する。

(2)別表第4の当該排出者については別表第9に規定する。

(測定の場所及び方法)

第5条 知事は、汚染物質について、別表第1に掲げる常時監視測定期（以下「測定期」という。）及び補助測定期（以下「補助期」という。）において測定し、その値を毎時記録するものとする。

2 汚染物質に係る測定方法は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第18条に規定する方法によるものとする。

(気象情報等の収集)

第6条 知事は、緊急時等の措置に関して必要な気象情報を徳島地方気象台長の協力を得て収集するほか、測定期、補助期及び特定気象観測局における気象データを把握するものとする。

2 知事は、環境省大気汚染物質広域監視システム（愛称そらまめ君。以下「広域監視システム」という。）から広範囲な汚染物質の情報を把握するものとする。

(緊急時報の発令及び解除)

第7条 知事は、汚染物質について、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6に掲げる発令基準に該当するときは、それぞれ、当該緊急時報の区分の欄に掲げる予報、注意報、警報又は重大警報（以下「緊急時報」という。）を発令するものとする。

2 知事は、前項の規定により、緊急時報の発令をしたのち、当該汚染物質について、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6に掲げる解除基準に該当するときは、当該緊急時報を解除するものとする。

(区域住民への周知)

第8条 知事は、緊急時報の発令又は解除を行ったときは、別図第1に掲げる連絡系統図により、別表第7に掲げる周知事項について、速やかに区域住民に対し、周知するものとする。

(緊急時等の措置)

第9条 知事は、緊急時報の発令を行ったときは、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の緊急時報の区分に応じ、それぞれ、当該主要ばい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置の欄に掲げる措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく措置を講じた場合には、当該主要ばい煙排出者等に対し、当該措置を講じた日から1週間以内に措置状況について、様式第1により報告させるものとする。

3 知事は、第1項の規定に基づく措置を講じた場合には、その措置状況を確認するため、必要に応じ、当該主要ばい煙排出者等が設置する工場、事業場に立入調査を実施するものとする。

(被害発生状況等の調査及び報告)

第10条 知事は、オキシダントによる被害が発生した場合には、当該被害状況及びその原因について、必要に応じ、実態調査を実施するものとする。

2 知事は、住民からオキシダントによる被害が発生した旨の通報を受けた市、町その他の関係機関に対し、別図第2の連絡系統図により被害の発生日時及び発生場所、被害者数並びに症状等について、直ちに報告させるとともに、様式第2による被害連絡受付表を速やかに送付せるものとする。

(関係機関との連絡)

第11条 知事は、この要綱の実施に当たって、国、関係府県及び関係市町との連絡を密にし、その運用の適正を図るものとする。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和59年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年7月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 常時監視測定期局等

種別	市町村別	測定局	所 在 地	設 置 場 所	測 定 項 目								備 考	
					汚 染 物 質					気 象				
					オキシダント ダント	二酸化 窒 素	硫 黄 酸化物	浮 遊 粒 子 状物質	一酸化 炭 素	風 向	風 速	溫 度	濕 度	
常時監視定期局	鳴門市	鳴門	鳴門市撫養町	鳴門合同庁舎	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	松茂町	松 茂	松茂町住吉	松茂小学校	▲	▲	▲	▲		▲	▲			県 設 置
	藍住町	藍 住	藍住町奥野	藍住町立図書館	▲	▲	▲	▲		▲	▲			県 設 置
	北島町	北 島	北島町江尻	北島南小学校	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	川内	徳島市	川内町	川内中学校	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	応神	徳島市	応神町	応神小学校		○	○	○		○	○			徳島市設置
	徳島市	徳 島	徳島市新蔵町	徳島保健所	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	多家良	徳島市	丈六町	丈六コミュニティセンター		▲	▲	▲		○	○			徳島市設置
	自排徳島	徳島市	新蔵町	徳島合同庁舎		○	○	○	○					県 設 置
	小松島市	小松島	小松島市堀川町	小松島県民サービスセンター	○	○	○	○		○	○			県 設 置
定期監視定期局	神山町	神 山	神山町神領	神山町有地	○	○				○	○			県 設 置
	那賀川	阿南市	那賀川町黒地	阿南市黒地文化センター分館	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	中島	阿南市	那賀川町中島	中島民有地	▲	▲	▲	▲		▲	▲			県 設 置
	羽ノ浦	阿南市	羽ノ浦町	羽ノ浦町東在所集会所	▲	▲	▲	▲		▲	▲			県 設 置
	阿 南	阿 南	市領家町	阿南保健所	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	大潟	阿南市	大潟町	阿南市武道館横	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	橘	阿南市	橘町	橘公民館			○	○		○	○			阿南市設置
	山 口	阿南市	桑野町	JAアグリあなん農業総合センター	▲	▲	▲	▲		▲	▲			県 設 置
	椿	阿南市	椿町	椿公民館	○	○	▲	▲		○	○			県 設 置
	大 野	阿南市	下大野町	阿南市上水道大野水源地			○	○		○	○			阿南市設置
	宝 田	阿南市	宝田町	阿南光高校南横			○	○		○	○			阿南市設置
	福 井	阿南市	福井町	福井小学校			○	○		○	○			阿南市設置
	那賀町	鷺 敷	那賀町和食郷	鷺敷中学校	○	○	▲	▲		○	○			県 設 置
	美波町	由 岐	美波町西の地	由岐小学校	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	吉野川市	吉野川	吉野川市鴨島町	吉野川保健所	○	○				○	○			県 設 置
	美馬市	脇 町	美馬市脇町猪尻	西部総合県民局美馬庁舎	○	○	○	○		○	○			県 設 置
	三好市	池 田	三好市池田町	三好市池田総合体育館	○	○	○	○		○	○			県 設 置
補 助 測 定 局				移 動 測 定 車	○	○	○	○	○	○	○			県 設 置
特定気象観測局			阿南市橘町	四国電力阿南発電所内						○	○	○	○	
			阿南市橘町	電源開発橘湾火力発電所内						○	○	○	○	

備考1 表中、○は測定を実施していること、▲は休止を示す。

別表第2

オキシダントに係る緊急時報の区分等

汚染物質名	緊急時報の区分	発令基準	主要ぱい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置	解除基準
オキシダント	予 報	区域内の1以上の測定局において、オキシダントの測定値が大気中における含有率の1時間値（以下「1時間値」という。）100万分の0.10以上となり、かつ、気象条件からみて、注意報の発令基準の程度に当該大気の汚染が進行するおそれがあると予想されるとき。	1 主要ぱい煙排出者に対する措置 (1)当該発令区域内に位置する者に対し、緊急時報発令時点における窒素酸化物排出総量の20%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるよう協力要請する。 (2)当該発令区域外に位置する者に対しては、緊急時報発令時点における気象条件並びに周辺測定局及び補助局における測定値をみて、必要に応じ対象者を選定し、1と同様の削減措置をとるよう協力要請する。 (3)日没、降雨などの気象条件により主要排出者による汚染が進行するおそれがないと認められるときは、緊急時報の解除を待たずに協力要請について解除できるものとする。	発令区域内のすべての測定局においてオキシダントの測定値が1時間値100万分の0.10未満となつたとき、または、日没、降雨などの気象条件や周辺測定局及び広域監視システムの測定値からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
	注意報	区域内の1以上の測定局において、オキシダントの測定値が1時間値100万分の0.12以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	1 主要ぱい煙排出者に対する措置 (1)当該発令区域内に位置する者に対し、緊急時報発令時点における窒素酸化物排出総量の20%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。 (2)当該発令区域外に位置する者に対しては、注意報発令時点における気象条件並びに周辺測定局及び補助局の測定値をみて必要に応じ対象者を選定し、(1)と同様の削減措置をとるべきことを勧告する。 2 自動車使用者等に対する措置 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力要請する。 3 挥発性有機化合物排出者に対する措置 揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の減少その他必要な措置をとるべきことを要請する。	発令区域内のすべての測定局においてオキシダントの測定値が1時間値100万分の0.12未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

汚染物質名	緊急時報の区分	発令基準	主要ばい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置	解除基準
オキシダント	警報	区域内の1以上の測定局において、オキシダントの測定値が1時間値100万分の0.24以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	<p>1 主要ばい煙排出者及びばい煙排出者に対する措置 当該発令区域内及びその周辺に位置する主要ばい煙排出者に対し、緊急時報発令時点（ただし、ばい煙排出者は、警報発令時点）における窒素酸化物排出総量の30%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>2 自動車使用者等に対する措置 自動車使用者等に対する措置注意報段階と同様の措置とする。</p> <p>3 撥発性有機化合物排出者に対する措置 注意報段階と同様の措置とする。</p>	発令区域内のすべての測定局において、オキシダントの測定値が1時間値100万分の0.24未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
	重大警報	区域内の1以上の測定局において、オキシダントの測定値が1時間値100万分の0.40以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	<p>1 主要ばい煙排出者及びばい煙排出者に対する措置 当該大気の汚染状態等が、ばい煙に起因する場合にあっては、当該発令区域内及びその周辺に位置する主要ばい煙排出者に対し、緊急時報発令時点（ただし、ばい煙排出者は、警報発令時点）における窒素酸化物排出総量の40%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを命令する。</p> <p>2 自動車使用者等に対する措置 当該大気の汚染状態等が、自動車排出ガスに起因する場合にあっては、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。</p> <p>3 撥発性有機化合物排出者に対する措置 揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命令する。</p>	発令区域内のすべての測定局において、オキシダントの測定値が1時間値100万分の0.40未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

別表第3

二酸化窒素に係る緊急時報の区分等

汚染物質名	緊急時報の区分	発令基準	主要ばい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置	解除基準
二酸化窒素	注意報	区域内の1以上の測定局において、二酸化窒素の測定値が大気中における含有率の1時間値（以下「1時間値」という。）100万分の0.50以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	<p>1 主要ばい煙排出者に対する措置 (1) 当該発令区域内に位置する者に対し、注意報発令時点における窒素酸化物排出総量の20%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。 (2) 当該発令区域外に位置する主要ばい煙排出者に対しては、注意報発令時点における気象条件並びに周辺測定局及び補助局の測定値を見て、必要に応じ対象者を選定し、(1)と同様の削減措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>2 自動車使用者等に対する措置 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。</p>	発令区域内のすべての測定局において、二酸化窒素の測定値が1時間値 100万分の0.50未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
	警報	区域内の1以上の測定局において、二酸化窒素の測定値が1時間値 100万分の0.70以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	<p>1 主要ばい煙排出者及びばい煙排出者に対する措置 (1) 当該発令区域内及びその周辺に位置する主要ばい煙排出者に対し、注意報発令時点（ただし、ばい煙排出者は、警報発令時点）における窒素酸化物排出総量の30%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>2 自動車使用者等に対する措置 注意報段階と同様の措置とする。</p>	発令区域内のすべての測定局において、二酸化窒素の測定値が1時間値 100万分の0.70未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

汚染物質名	緊急時報の区分	発令基準	主要ぱい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置	解除基準
二酸化窒素	重大警報	区域内の 1 以上の測定局において、二酸化窒素の測定値が 1 時間値 100 万分の 1 以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	<p>1 主要ぱい煙排出者及びぱい煙排出者に対する措置 当該大気の汚染状態等が、ぱい煙に起因する場合にあっては、当該発令区域内及びその周辺に位置する主要ぱい煙排出者に対し、注意報発令時点（ただし、ぱい煙排出者は、警報発令点）における窒素酸化物排出総量の 40% 以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを命令する。</p> <p>2 自動車使用者等に対する措置 当該大気の汚染状態等が、自動車排出ガスに起因する場合にあっては、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。</p>	発令区域内のすべての測定局において、二酸化窒素の測定値が 1 時間値 100 万分の 1 未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

別表第4

硫黄酸化物に係る緊急時報の区分等

汚染物質名	緊急時報 の区分	発令基準	主要ばい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置	解除基準
硫黄酸化物	注意報	<p>区域内の 1 以上の測定局において、硫黄酸化物の測定値が次のいずれかの状態に該当するとき。</p> <p>1 大気中における含有率の 1 時間値(以下「1 時間値」という。) 100 分の 0.2 以上である大気の汚染の状態が 3 時間継続したとき。</p> <p>2 1 時間値 100 分の 0.3 以上である大気の汚染の状態が 2 時間継続したとき。</p> <p>3 1 時間値の 48 時間平均値が 100 分の 0.15 以上である大気の汚染の状態になったとき。</p> <p>4 1 時間値 100 分の 0.5 以上である大気の汚染の状態になったとき。</p>	<p>1 主要ばい煙排出者に対する措置</p> <p>(1) 当該発令区域内に位置する者に対し、注意報発令時点における硫黄酸化物排出総量の 20% 以上の削減措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>(2) 発令区域外に位置する者に対しては、注意報発令時点における気象条件並びに周辺測定局及び補助局の測定値を見て、必要に応じ対象者を選定し、(1) と同様の削減措置をとるべきことを勧告する。</p>	<p>発令区域内のすべての測定局において、硫黄酸化物の測定値が左の基準を下まわり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。</p>

汚染物質名	緊急時報の区分	発令基準	主要ぱい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置	解除基準
硫黄酸化物	警 報	区域内の 1 以上の測定局において、硫黄酸化物の測定値が、次のいずれかの状態に該当するとき。 <ol style="list-style-type: none"> 1 注意報の発令基準の 1 から 3 までに該当し、注意報が発令中であって 1 時間値 100 万分の 0.5 以上である大気の汚染の状態になったとき。 2 1 時間値 100 万分の 0.5 以上の大気の汚染の状態が 2 時間継続したとき。 	1 主要ぱい煙排出者及びばい煙排出者に対する措置 当該発令区域内及びその周辺に位置する者に対し、注意報発令時点における硫黄酸化物排出総量の 50% 以上の削減措置をとるべきことを勧告する。	発令区域内のすべての測定局において、硫黄酸化物の測定値が左の基準を下まわり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
	重大警報	区域内の 1 以上の測定局において、硫黄酸化物の測定値が、次のいずれかに該当するとき。 <ol style="list-style-type: none"> 1 1 時間値 100 万分の 0.5 以上の大気の汚染の状態が 3 時間継続したとき。 2 1 時間値 100 万分の 0.7 以上の大気の汚染の状態が 2 時間継続したとき。 	1 主要ぱい煙排出者及びばい煙排出者に対する措置 当該発令区域内及びその周辺に位置する者に対し、注意報発令時点における硫黄酸化物排出総量の 80% 以上の削減措置をとるべきことを命令する。	すべての測定局において、硫黄酸化物の測定値が左の基準を下まわり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

別表第5

浮遊粒子状物質に係る緊急時報の区分等

汚染物質名	緊急時報 の区分	発令基準	主要ばい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置	解除基準
浮遊粒子状物質	注意報	区域内の1以上の測定局において、浮遊粒子状物質の測定値が、大気中における量の1時間値（以下「1時間値」という。）1立方メートルにつき2.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が2時間継続したとき。	<p>1 主要ばい煙排出者に対する措置 (1)当該発令区域内に位置する者に対し、注意報発令時点におけるばいじん排出総量の20%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。 (2)当該発令区域外に位置する者に対しては、注意報発令時点における気象条件並びに周辺測定局及び補助局の測定値をみて、必要に応じ対象者を選定し、(1)と同様の削減措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>2 自動車使用者等に対する措置 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。</p>	発令区域内のすべての測定局において、浮遊粒子状物質の測定値が、1時間値1立方メートルにつき2.0ミリグラム未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
	警報	区域内の1以上の測定局において、浮遊粒子状物質の測定値が1時間値1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が2時間継続したとき。	<p>1 主要ばい煙排出者及びばい煙排出者に対する措置 (1)当該発令区域内及びその周辺に位置する主要ばい煙排出者に対し、注意報発令時点（ただし、ばい煙排出者は、警報発令時点）におけるばいじん排出総量の30%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>2 自動車使用者等に対する措置 注意報段階と同様の措置とする。</p>	発令区域内のすべての測定局において、浮遊粒子状物質の測定値が、1時間値1立方メートルにつき3.0ミリグラム未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

汚染物質名	緊急時報の区分	発令基準	主要ばい煙排出者等及び自動車使用者等に対する措置	解除基準
浮遊粒子状物質	重大警報	区域内の1以上の測定局において、浮遊粒子状物質の測定値が1時間値1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気の汚染の状態が3時間継続したとき。	<p>1 主要ばい煙排出者及びばい煙排出者に対する措置 当該大気の汚染状態等が、ばい煙に起因する場合にあっては、当該発令区域内及びその周辺に位置する主要ばい煙排出者に対し、注意報発令時点（ただし、ばい煙排出者は、警報発令時点）におけるばいじん排出総量の40%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを命令する。</p> <p>2 自動車使用者等に対する措置 当該大気の汚染状態等が、自動車排出ガスに起因する場合にあっては、公案委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。</p>	発令区域内のすべての測定局において、浮遊粒子状物質の測定値が1時間値1立方メートルにつき3.0ミリグラム未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

別表第6

一酸化炭素に係る緊急時報の区分等

汚染物質名	緊急時報 の区分	発令基準	自動車使用者等に対する措置	解除基準
一酸化炭素	注意報	区域内の1以上の測定局において、一酸化炭素の測定値が、大気中における含有率の1時間値（以下「1時間値」という。）100万分の30以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	1 自動車使用者等に対する措置 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力要請する。	発令区域内のすべての測定局において、一酸化炭素の測定値が、1時間値 100万分の30未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
	警報	区域内の1以上の測定局において、一酸化炭素の測定値が1時間値100万分の40以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	1 自動車使用者等に対する措置 注意報段階と同様の措置とする。	発令区域内のすべての測定局において、一酸化炭素の測定値が、1時間値 100万分の40未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。
	重大警報	区域内の1以上の測定局において、一酸化炭素の測定値が1時間値100万分の50以上となり、かつ、気象条件からみて、当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき。	当該大気の汚染状態等が、自動車排出ガスに起因する場合にあっては、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。	発令区域内のすべての測定局において、一酸化炭素の測定値が、1時間値 100万分の50未満となり、かつ、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれがなくなったと認められるとき。

別表第7

緊急時報の発令時等の周知事項

区分	周 知 事 項
予報の発令	<p>1 予報発令状況について 本日、_____時に_____区域に対し、オキシダントの予報が発令されました。</p> <p>2 発令に対する注意について 注意報等の発令に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。</p>
注意報の発令	<p>1 注意報発令状況について 本日、_____時に_____区域に対し、_____の注意報が発令されました。</p> <p>2 健康被害防止について (1) 各学校、保育所等においては、できるだけ屋外の運動をさせて屋内に入ること。 (2) 目やのどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの総合県民局、保健所又は市、町、村に連絡すること。</p>
警報又は重大警報の発令	<p>1 警報又は重大警報発令状況について 本日、_____時に_____区域に対し、_____の警報（又は重大警報）が発令されました。</p> <p>2 健康被害防止について (1) 屋外になるべく出ないこと。 (2) 各学校、保育所等においては、屋外の運動を中止し、屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 (3) 目やのどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、もよりの総合県民局、保健所又は市、町、村に連絡すること。</p>
予報、注意報、警報又は重大警報の解除	予報、注意報、警報又は重大警報の解除について 本日、_____区域に対し発令されていた_____の予報（注意報、警報又は重大警報）は、_____時に解除されました。

別表第8

主要ばい煙排出者等

種類	工場又は事業所名	所在地	備考
主要ばい煙排出者	大塚化学（株）徳島工場	徳島市川内町加賀須野463番地	
	新日本理化（株）徳島工場	徳島市川内町榎瀬1番地の1	
	鳴門塩業（株）製塩工場	鳴門市撫養町黒崎字松島53番地	テレメータ接続
	（株）大塚製薬工場鳴門工場	鳴門市撫養町立岩字芥原115	
	王子製紙（株）富岡工場	阿南市豊益町吉田1番地	テレメータ接続
	四国電力（株）阿南発電所	阿南市橘町幸野106番地	〃
	四国電力（株）橘湾発電所	阿南市橘町小勝1番地	〃
	電源開発（株）橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3番地	〃
	新日本電工（株）徳島工場	阿南市橘町幸野62番地1	
ばい煙排出者	排出ガス量（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。）が1万m ³ 以上のばい煙排出者。		
揮発物性排有機者化	大気汚染防止法第2条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置している者。		

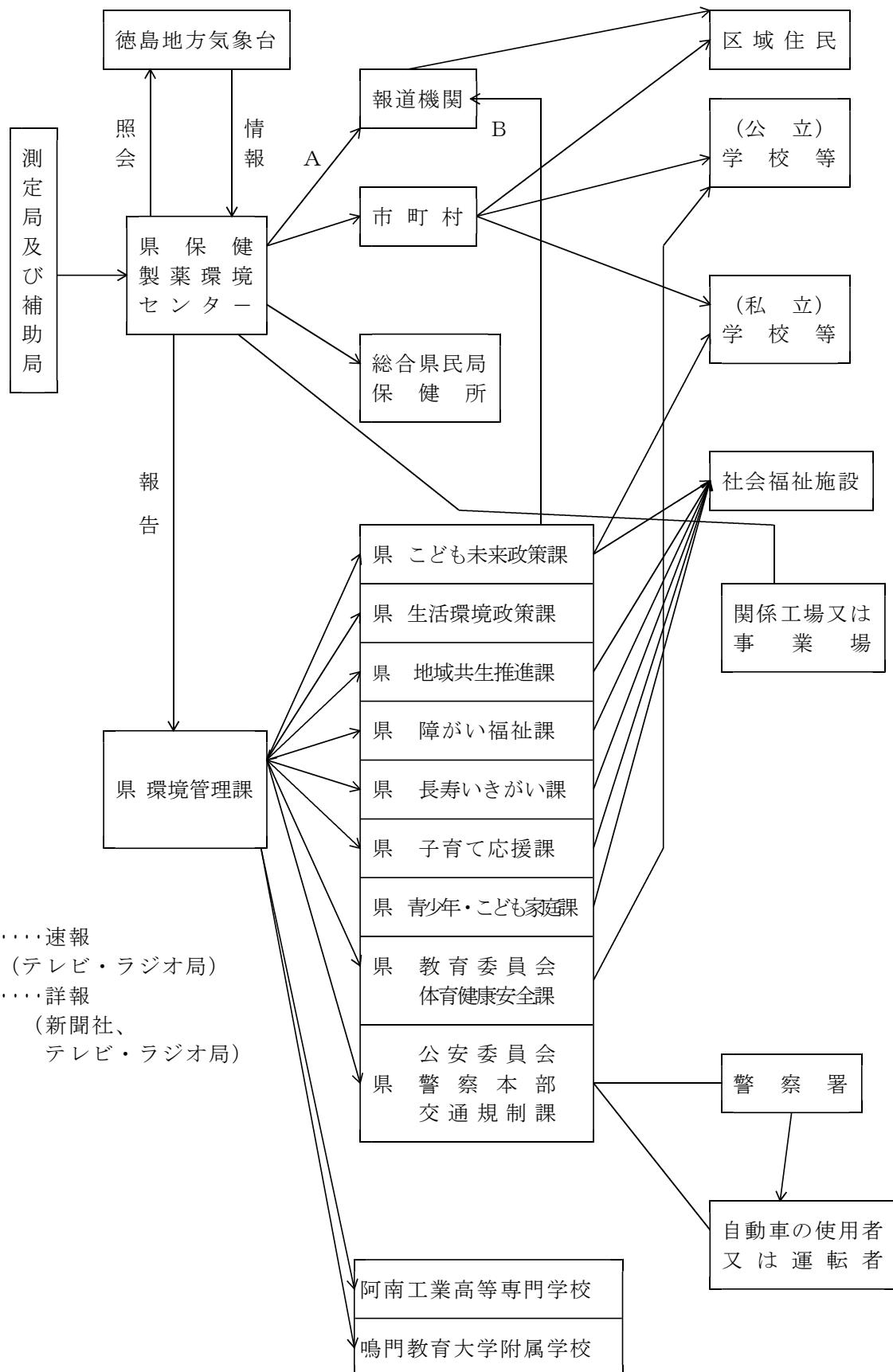
別表第9

主要ばい煙排出者等

種類	工場又は事業所名	所在地	備考
主要ばい煙排出者	鳴門塩業(株) 製塩工場	鳴門市撫養町黒崎字松島53番地	テレメータ接続
	王子製紙(株) 富岡工場	阿南市豊益町吉田1番地	"
	四国電力(株) 阿南発電所	阿南市橘町幸野106番地	"
	四国電力(株) 橘湾発電所	阿南市橘町小勝1番地	"
	電源開発(株) 橘湾火力発電所	阿南市橘町小勝3番地	"
ばい煙排出者	硫黄酸化物排出量（大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。）が10m ³ 以上のばい煙排出者。		

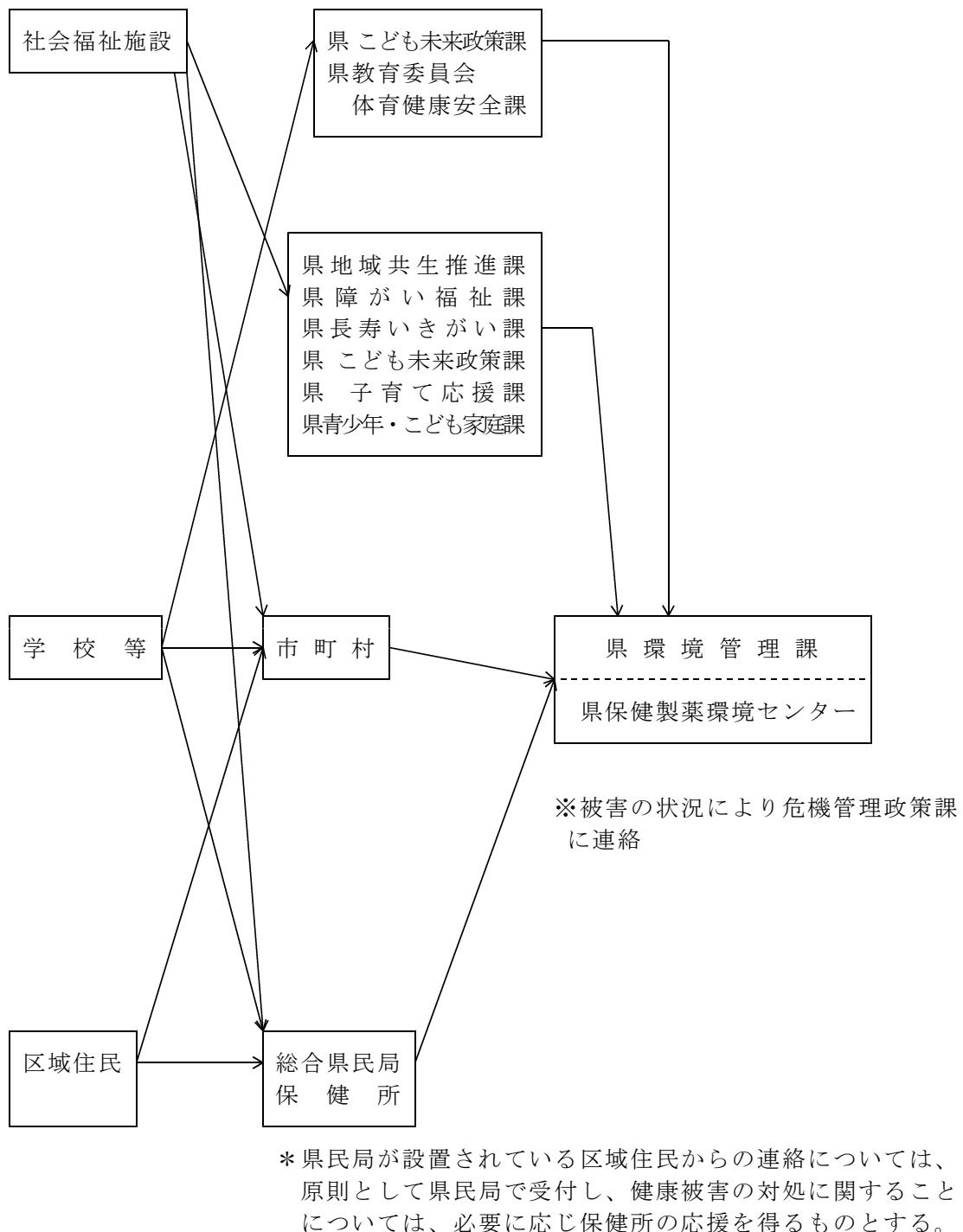
別図第1

緊急時報の発令等に係る連絡系統図



別図第2

オキシダントによると思われる
被害発生時における連絡系統図



様式第1

年 月 日

徳島県知事殿

事業所名

所在地

徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱の規定に基づく緊急時における措置状況について

のことについて、次のとおり報告します。

受 令 内 容	受 令 日 時		
	汚 染 物 質 名		
	緊 急 時 報 の 区 分		
受令時のばい煙排出量 (Nm^3/h) 又は燃料使用量 (L/h)		総 量	
		各 ば い 煙 発生施設別	
措 置 状 況	削 減 内 容		
	削 減 開 始 時 刻		
	削 減 完 了 時 刻		
削減完了時のばい煙排出量 (Nm^3/h) 又は燃料使用量 (L/h)		総 量	
		各 ば い 煙 発生施設別	
復 元 時 刻			
備 考			

様式第2

オキシダント被害連絡受付表

受付日 年 月 日 受付者

届出者	氏名(機関・団体)	
	住所(所在地)	
被害者	氏名※	
	住所	

※学校等の場合は、学年、性別の被害者数を記入する。

1 症状を感じた日時	午前 年 月 日 時 分～ 時 分 午後				
2 症状を感じた場所	(1) 運動場 人 (2) 体育館 人 (3) プール 人 (4) 室内(開・閉窓) 人 (5) 公園・遊び場 人 (6) 道路上 人 (7) その他 人				
3 症状を感じたときの活動状況	(1) 屋外(体育授業・クラブ・遊技・競技・作業中) 人 (2) 屋内(授業中・作業中) 人 (3) 歩行中 人 (4) その他 人				
4 症状 人中 被害者 人	人員 項目	男(人)	女(人)	計(人)	
	(1) 目がちかちかする				
	(2) 涙がでる				
	(3) せきがでる				
	(4) のどが刺激される感じ				
	(5) はきけがする				
	(6) その他				
5 備考					

徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱運用細目

- 1 この運用細目は、徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱（以下「要綱」という。）の適正かつ円滑な運用を図るために必要な細目的事項を定めるものとする。
- 2 知事は、汚染物質について、次の表に掲げる基準に該当したときは、当該区域内及びその周辺に位置する主要排出者に対し、要綱別表第2に規定する削減措置又はこれに相当する措置（以下「削減措置等」という。）をとるための準備体制を整えるよう要請するものとする。

事前要請基準	区域内の1以上の測定局において、オキシダントの1時間値が100万分の0.08以上となり、かつ、気象条件からみて緊急時報の発令が予測されるとき。
--------	---

知事は、前項の規定による要請をしたのち、汚染物質について、次の表に掲げる基準に該当したときは、この要請を解除するものとする。

解除基準	区域内の全ての測定局において、オキシダントの1時間値が100万分の0.08未満となったとき、又は気象条件等からみてその状態が悪化するおそれがなくなったと予測されるとき。
------	--

- 3 知事は、要綱第9条第1項の主要ばい煙排出者に係る措置をとった場合において、当該主要ばい煙排出者が削減措置等を講ずることにより、保安上特に危険を伴うおそれがある、もしくは県民の生命、安全及び財産に危機を与えるおそれがあるため、当該削減措置等が講じられなかつたときは、当該主要ばい煙排出者に対して、その理由について、緊急時報の発令をした日から1週間以内に、知事に報告させるものとする。
- 4 主要ばい煙排出者が、削減措置等を講じたときには、直ちに、その旨をファクシミリ、電子メール又は電話により通報させるものとする。
- 5 オキシダント等の緊急時報の発令において、同一区域に複数の緊急時報が発令された場合は、最上位の緊急時報のみが有効である。
- 6 この運用細目を実施するに当たり、1から5までに規定するもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この運用細目は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 光化学オキシダント緊急時対策実施細目（昭和50年3月20日制定）は、廃止する。

附則

この運用細目は、昭和57年5月1日から施行する。

附則

この運用細目は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この運用細目は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この運用細目は、平成26年4月1日から施行する。